

(参考)

平成20年度概算要求におけるエネルギー対策特別会計によるCO2排出抑制対策

合計462億円（337億円）

新京都議定書目標達成計画に基づく6%削減約束の確実な達成

○6%削減目標達成に確実を期すため、本年度中に京都議定書目標達成計画を見直し、排出量の伸びが著しいオフィスや家庭をはじめ、各部門の対策の抜本的な強化を図ります。

○省エネ製品への買換え促進や国民一人ひとりの環境行動を促すエコポイント等の取組の普及拡大、高断熱化等による低炭素型住宅の普及促進など家庭や職場での排出削減対策の抜本的な強化を図ります。

【主な予算措置】

	百万円
・(新)省エネ製品買換え促進事業(エネ特会)	450(0)
・(新)省エネ家電等普及促進地域販売システムモデル事業(エネ特会)	70(0)
・(新)エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業(一般・エネ特会)	420(0)
・(新)エコ住宅普及促進事業(エネ特会)	250(0)
・地域協議会民生用機器導入促進事業(エネ特会)	450(280)

○国民一人ひとりに身近な行動によるCO2削減を促すため、1人1日1kgCO2削減をモットーに国民運動の更なる展開を図ります。さらに、温暖化による身近な自然や暮らしへの影響について事例収集・情報発信を行うなど、地域における情報提供及び普及啓発を強化します。

【主な予算措置】

	百万円
・地球温暖化防止「国民運動」推進事業(エネ特会)	2,700(3,000)
・(新)1人1日1kgCO2削減国民運動推進事業(エネ特会)	500(0)
・(新)身近な温暖化問題発見事業(エネ特会)	300(0)

○産業・業務部門について、モデル性の高い率先的な取組への支援等を行い、自主行動計画の拡大・強化を図るとともに、欧米における制度の導入状況等も見つつ国内排出量取引を総合的に検討します。

○運輸部門については、地方自治体等の低公害車や燃費基準達成車の導入を支援するなど一層の普及を図ります。

【主な予算措置】

	百万円
・業務部門対策技術率先導入補助事業(エネ特会)	2,600(1,670)
・国内排出量取引推進事業(エネ特会)	250(250)
・温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(エネ特会)	3,000(3,000)
・低公害車普及事業(エネ特会)	160(85)
・自動車省CO2対策推進事業(エネ特会)	500(130)

○再生可能エネルギー導入拡大のため、燃料用バイオエタノールについて、E3の大規模実証実験を通じた普及拡大を図るとともに、集中的に複数の再生可能エネルギーを導入するモデル事業の実施、地方自治体との協力による太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した低

炭素型住宅の普及支援を行います。また、廃棄物処理に当たっても、3Rの推進を図りつつ、廃棄物発電やバイオマスエネルギーの有効活用を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・エコ燃料実用化地域システム実証事業費(エネ特会)	2,500(2,780)
・エコ燃料利用促進補助事業(エネ特会)	1,000(800)
・(新)再生可能エネルギー導入加速化事業(エネ特会)	1,200(750)
・廃棄物処理施設における温暖化対策事業(エネ特会)	2,117(2,117)

京都メカニズムクレジットの確実な取得

○京都議定書の6%削減約束を確実なものとするため、京都メカニズムを活用したクレジットの取得を計画的かつ効率的に進めます。

【主な予算措置】	百万円
・京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・エネ特会)	16,455(7,326)

温暖化対策と公害対策等を一体的に進めるコベネフィット対策による国際協力の実現

○途上国等の公害対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット対策により、クレジットの確実な取得を図ります。

【主な予算措置】	百万円
・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(エネ特会)	1,270(970)

低炭素社会の実現に向けた社会システムの変革

○低炭素社会への転換を目指し、様々な角度から都市構造や社会システムの変革にまで踏み込んだ対策を進めます。具体的には、コンパクトなまちづくり、公共交通の活用など効率的で環境負荷の小さな移動システム、ヒートアイランド対策なども含めた水と緑溢れるまちづくりや自然共生地域など日本の様々な地域に応用できるモデルをつくり、その普及に努めます。

【主な予算措置】	百万円
・低炭素地域づくり面的対策推進事業費(エネ特会)	2,000(250)
・低炭素社会モデル街区形成促進事業(エネ特会)	1,300(1,300)

低炭素社会を支える革新的技術開発の推進

○地域に即したバイオマス資源総合利活用システムの構築や、省エネルギー対策及びE10の活用等再生可能エネルギー等の地球温暖化対策技術の技術開発を推進します。

○二酸化炭素海底下地層貯留技術(CCS: Carbon Dioxide Capture and Storage)の高効率化、低コスト化を図るため、海洋環境保全上適正な管理手法の開発とCCSの工程に要するエネルギーを最適化する運用システムの開発を行います。

【主な予算措置】	百万円
・地球温暖化対策技術開発事業(エネ特会)[競争的資金]	3,709(3,302)
・(新)二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(エネ特会)	500(0)

環境省における重点施策推進要望について

「重点施策推進要望」とは、成長力の強化、地域活性化、環境立国戦略、教育再生、生活の安全・安心等、「基本方針2007」に示された重点施策のうち、新規性や政策効果が特に高い事業について、要望基礎額の4.5%（環境省については71億円）以内で各省庁が要望するもの。

合計 71億円

<環境立国戦略（温暖化）> (百万円、()内は19年度予算)

○次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費 221(100)

我が国及び世界全体での将来排出見通しの把握や各国間の排出量の分析などにより、主要排出国が参加する実効ある次期枠組みの構築において、G8議長国としてのリーダーシップを発揮します。

○(新)低炭素社会関係予算(地球環境研究総合推進費〔競争的資金〕の一部) 500(0)

CO₂排出量の少ないまちづくり、交通システム形成、自然共生等の多様な視点で今後必要な取組についてのシミュレーション等による政策研究を行い、低炭素社会の姿をわかりやすく提示します。

<環境立国戦略（温暖化、3R）、地域活性化>

○(新)廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業 400(0)

生ゴミや下水道汚泥、家畜糞尿、木くず等多様な廃棄物系バイオマスの利活用について、メタン化、飼料化等地域特性に応じたソフト面からの収集運搬システムの実証等を行います。

<環境立国戦略（温暖化、都市対策）>

○都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費 293(193)

交差点周辺等の局地汚染対策及び流入車対策を着実に実施し、併せてCO₂削減を図ります。

<環境立国戦略（温暖化、国際協力）>

○日中水環境パートナーシップ 193(33)

「日中環境保護協力の強化に関する共同声明」を受けて、中国における水質汚濁について現地調査やモデル事業による水管技術の普及促進方策の検討等を行います。

<環境立国（温暖化、国際協力、環境技術）>

○(新)環境技術開発等推進費(戦略指定領域)〔競争的資金〕 400(0)

公害対策と温暖化対策の相乗的・一体的な対策(コベネフィット対策)等に関する技術開発を推進します。

<環境立国戦略（温暖化、人づくり）、教育再生>

○(新)地球と共生する人づくりのための環境教育事業 300(0)

「21世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、誰でも環境教育 AAA プラン～」に基づき、家庭、学校、地域、企業等における質の高い環境教育を提供し、温暖化を始めとする環境保全への意欲、智慧、行動力溢れる人材を育てます。

<環境立国戦略（生物多様性）、地域活性化>

○(新)「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 105(0)

生物多様性の保全活動について、民間団体の参加や地方版生物多様性戦略の策定促進等を進めます。

○(新)SATOYAMAイニシアティブ推進事業費 200(0)

自然共生社会を地球全体で実現するため、世界各地の自然共生の智慧と伝統を再興し、発展させ、活用することを SATOYAMA イニシアティブとして世界に提案します。

○自然公園等事業(国立公園等整備費)の一部 514(−)

我が国を代表する優れた自然景観を有する歩道を対象として、安全対策事業、展望地点整備、景観修復事業等を行うとともに、国民保養温泉地の健全な発展・活性化を図るため施設整備を実施します。

<環境立国戦略（3R）、地域活性化>

○ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業 314(90)

循環型地域形成の基盤となる電子マニフェストの利用拡大のため、中小事業者の利用を促進します。

○廃棄物処理施設整備費の一部 3,689(−)

廃棄物のリサイクル、焼却に伴うエネルギー回収等のための施設及びバイオマスエネルギーの利活用のための施設整備等を支援し、循環型の地域づくりを推進します。

II. 平成 20 年度 環境省 財政投融資に関する要求の概要

1. 中小企業の環境配慮経営の促進（新規）

中小事業者における環境配慮への取組を促進するため、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫において、エコアクション 21 または ISO 14001 の認証取得企業あるいは取得見込み企業の環境配慮にかかる設備投資及び運転資金に対する低利融資制度を創設。

2. 現行の融資制度の継続

中小企業金融公庫・国民生活金融公庫において、中小企業者に対する低公害車等の普及促進、大気汚染防止施設の整備等のための融資を引き続き実施。

なお、日本政策投資銀行については、民営化を踏まえ、平成 20 年 9 月末まで融資を引き続き実施。

(関連要求)

優良産業廃棄物処理施設整備及び省 CO₂ に資する面・ネットワーク対策を金融面から支援するため、新規に利子補給予算を要求。

III. 平成 20 年度環境省税制改正要望の概要

1 地球温暖化対策のための税制のグリーン化

(1) 環境税等

- ア 与党（自由民主党政務調査会四部会実務者会議など）における議論を踏まえて、環境税等地球温暖化対策を加速するために必要な税制上の措置について検討を急ぎ、その検討結果を踏まえ必要な措置を講ずること。
- イ 道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、税率水準を維持し、環境保全に配慮すること。

(2) バイオ燃料関連税制の創設【新規】（揮発油税・地方道路税・軽油引取税）

- ア バイオエタノール混合ガソリン（E 3 及び E T B E 混合ガソリン）に係る揮発油税・地方道路税のうち、バイオエタノール分について非課税とする。
- イ バイオディーゼル燃料(B D F)混合軽油に係る軽油引取税のうち、B D F 分について非課税とする。

(3) 省エネ住宅税制及び住宅関連再生可能エネルギー設備促進税制の創設【新規】（所得税・固定資産税）

- ア 既存住宅の省エネ改修（複層ガラスの導入、断熱改修等）に対する所得税・固定資産税の減税措置を講ずる。
- イ 次世代省エネ基準を満たす新築住宅の建築・購入の際の一定の工事に対する所得税・固定資産税の減税措置を講ずる。
- ウ 住宅において再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）を導入した際に、所得税の減税措置を講ずる。

(4) 京都メカニズムクレジット購入費準備金制度の創設【新規】（法人税）

京都議定書目標達成計画の達成のために、企業が京都メカニズムクレジットを購入した場合には、その購入費用を準備金とし、購入時点において全額損金算入できることとする。